

パブリックコメントに、たくさんのご意見をいただき、ありがとうございました。

意見の全文と区の考え方は、下記の閲覧場所と、区ホームページからご覧いただくことができます。



結果の閲覧について

閲覧期間：令和7年2月15日(土)から3月16日(日)まで
(各閲覧場所の休業日を除きます。)

閲覧場所：

- 杉並区役所内・・・区政資料室(西棟2階)、子ども家庭部管理課(東棟3階)
- 区民事務所(6所)・・・井草、永福和泉、荻窪、高円寺、高井戸、西荻
- 図書館(13館)・・・中央、阿佐谷、今川、永福、柿木、高円寺、下井草、高井戸、成田、方南、西荻、南荻窪、宮前
- 区立保育園・子供園、児童館、学童クラブ、ゆう杉並、子ども・子育てプラザ

区ホームページ

右二次元コードからご覧ください。



今後の主なスケジュール(予定)

令和7年2月 第1回区議会定例会に条例案を提出

令和7年4月 条例施行



(仮称) 子どもの権利に関する条例 (骨子案)

パブリックコメント (区民等の意見提出手続) の結果について

杉並区では、「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向けて、「(仮称)子どもの権利に関する条例」(区が決めるまちのきまり)をつくろうとしています。

このたび、条例に盛りこむ内容をまとめた「骨子案」について、子どもや大人から意見を聴く取組(パブリックコメント)を行いましたので、結果及びいただいた主なご意見と区の考え方をお知らせします。

パブリックコメントの結果

実施した期間：令和6年(2024年)9月29日(日)から10月31日(木)まで

<オープンハウス型説明会実施実績>

- 10月22日(火)・23日(水) 杉並区役所西棟玄関前
- 10月24日(木) ゆう杉並(児童青少年センター)

意見提出件数：計38件(個人38件、団体0件) 延べ84項目

<提出方法内訳>	件数
・郵送	1件
・電子メール	5件
・ホームページ	21件
・持参	11件





いけん がいよう
意見の概要

く かんが かつ
区の方考え方

3. 子どもの権利の保障
【安心できる権利】

こっし しゅうせい
骨子を修正

こ ぶんしん ばしょ
 子どもが安心できる場所がある
 とよい。

あいじょう そだ
 「愛情をもって育てられること」と、
 ひつよう いばしょ かくほ
 「必要な居場所が確保されること」は、別にしてほしい。また、
 あいじょう おお ひと
 「愛情」はよりふさわしい表現があるのではないかと。

あいじょう そだ ひつよう いばしょ
 ○愛情をもって育てられ、必要な居場所が確保されます。

こっしあん ひつよう いばしょ かくほ
 骨子案の「必要な居場所の確保」には、
 こ ぶんしん いばしょ かくほ
 「子どもにとって安心できる居場所を確保する」という意図がありました。また、
 ひと あい かん かつ ひまげん こと
 人によって愛の感じ方や表現が異なるため、「愛情」をより多くの人にわかりやすい言葉を使うことにしました。

じんかく そんちよう あい
 ○人格が尊重され、愛されます。
 あんしん いばしょ かくほ
 ○安心できる居場所が確保されます。

3. 子どもの権利の保障
【意見を聴かれる権利】

こっし しゅうせい
骨子を修正

おも かんが いけん ぶんしやう
 「思い、考え、意見」は文章としてわかりにくい。

じぶん かんけい おも
 ○自分に関係することについて思い、
 かんが いけん そんちよう
 考え、意見が尊重されます。

かつどう ないよう とくてい
 ○活動の内容を特定されているような記載に違和感がある。

かつどう ちいきぎやうじ
 ○～ボランティア活動や地域行事への参加など多様な社会的活動に参画する機会が確保されます。

こ けんりじやうやく いけん いと
 子どもの権利条約の「意見」の意図を踏まえた記載としていましたが、前文で定めることにしました。

じぶん かんけい いけん
 ○自分に関係することについて意見が尊重されます。

つた いちれい
 わかりやすく伝えるための一例であり、参加する活動を特定する意図はないため、例示を削除します。

たよう しゃかいてきかつどう さんかく
 ○～多様な社会的活動に参画する機会が確保されます。

4. 区の責務と保護者等の役割
【保護者等の役割】

こっし しゅうせい
骨子を修正

ほごしゃ こ かんけい
 保護者だけでなく、子ども関係施設の職員、区民、事業者が主体となることが重要なので、「保護者等」とまとめないでほしい。

ほごしゃ どう やわり
【保護者等の役割】

ほごしゃ やわり こ かんけいせつ
【保護者の役割】【子ども関係施設及びその職員の役割】
【区民の役割】
【事業者の役割】

こ けんり ほしやう ほ
 子どもの権利を保障するために、保護者をはじめ、各主体が重要であると認識していますので、役割を個別に定めることにしました。



いけん がいよう
意見の概要

く かんが かつ
区の方考え方

3. 子どもの権利の保障
【育つ権利】

あそ そだ けんり い
 「遊び」を育つ権利に入れたことがよい。遊びは子どものご飯です。

じゆうぶん きゆうそく おお こ
 十分な休息については、多く子どもたちの声にもあったので、書いていただきたい。

あそ そだ けんり い
 「遊び」を育つ権利に入れたことがよい。遊びは子どものご飯です。

こ けんりじやうやくたい じやう やす あそ
 子どもの権利条約第31条に「休み、遊ぶ権利」が定められています。これまで
 けんり さだ
 行なった意見聴取でも、自由に遊んだり好きなことを追求する時間を大切にしたい、
 おこな いけんちやうしゆ じゆう あそ す
 精神的・肉体的に疲れたときには休息をとって心と体を回復させたい、という声
 せいしんてき にくたいてき つか きゆうそく
 が聴かれたことから、遊びと休息について育つ権利に決めていく考えです。

5. 子どもの権利を保障するための施策
【子どもの権利の保障と権利侵害に関する相談と救済の仕組み】

けんりしんがい かん そうだん きゆうさい
 権利侵害に関する相談と救済の仕組みを明確に位置付けたことがよい。

こ じぶん
 子どもは自分がつらいということに気が付かない時がある。大人だってつらいときに正常な判断が難しくなる。周りの大人なども助けを求めたいと思う。

こ けんりきゆうさいいけん こ
 「子どもの権利救済委員」は、子どものほかに、保護者や子どもに関係する大人との相談も受け付けます。具体的な権利侵害に関する相談はもちろん、何気ない相談からつらい気持ちや苦しい気持ちを受け止めて問題を発見し、話を聞きながら子どもによって最も善い解決方法について一緒に考え、問題の解決に向けた支援を行います。

その他のご意見

こ けんり とうじしゃ
 子どもの権利について、当事者の子どもが自分事として知ることはもちろん、区に暮らす大人が認識を持つことが必要なので、様々な場面で大人への啓発を行ってほしい。

こ けんり はいふたいしやう
 子どもの権利について、配布対象や年齢に応じたわかりやすいリーフレット等を作成し、広く配布するなど普及啓発に努めます。このほか、保護者や地域の方々、学校をはじめとする子ども関係施設や団体の方々、より子どもの権利に関する理解を深められるような支援を行います。